

## 吉賀町農産物加工施設 指定管理者募集要項

### 1. 管理・運営施設の概要

- (1) 名 称 … 吉賀町農産物加工施設
- (2) 所 在 地 … 吉賀町柿木 842 番地
- (3) 施設概要 … 木造一部 2 階建 1 棟  
敷地面積 505.94 m<sup>2</sup> 建築面積 272.00 m<sup>2</sup>
- (4) 開 設 年 … 昭和 6 2 年
- (5) 利用時間 … 午前 8 時半から午後 1 0 時まで
- (6) 休 業 日 … 施設の休業日は定めない

### 2. 指定管理者が行う業務

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (2) 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関すること

### 3. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 1 1 年 3 月 3 1 日（5 年間）

※ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理の指定を取り消すことがある。

### 4. 指定管理料

指定管理料は、0 円とする。

### 5. 利用料金収入の取り扱い

施設の利用料金制については導入しない。

### 6. 応募資格

応募資格は、法人その他の団体で業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有するもので（法人格の有無は問いませんが、個人では申請できません）かつ次項のいずれにも該当しないものとします。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するもの
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当するもの
- ③地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- ④指定管理者の指定を委託とみなした場合に、吉賀町政治倫理条例（平成 18 年吉賀町条例第 24 号）第 13 条第 1 項の規定に該当するもの
- ⑤吉賀町暴力団排除条例施行規則（平成 24 年吉賀町規則第 11 号）第 2 条各号の規定に該当するもの
- ⑥公募に係る募集期間の初日前 2 年間で、指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合したものの
- ⑦市町村税等を滞納しているもの

### 7. 提出書類

- (1) 指定管理者の指定申請書（吉賀町指定の様式又はその要件を満たす書類）
- (2) 法人登記簿謄本（法人以外の団体の場合は会則、役員名簿等）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人又は団体の概要
  - ①経歴・実績
  - ②代表者の履歴書、役員の構成・氏名
  - ③法人事業概況説明書又はこれに順ずるもの（パンフレット等）
  - ④電子申告（e-tax）メール詳細（法人事業概要説明書にその旨の記載があれば不要）

- (5) 決算報告書又は決算見込みを説明する書類  
(直近3年間の事業報告書、決算報告書財産目録、貸借対照表、収支計算書等、損益計算書、販売費および一般管理費の計算内訳、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表)
- (6) 事業計画書(規則様式第2号の事業計画書又はその要件を満たす書類)  
地元住民の雇用及び地元関連業者の取引促進を積極的に行う(従前の体制を可能な限り継続する)ための移行計画を含む
- (7) 収支予算書及び自主事業計画書  
(規則第3号の事業計画書又はその要件を満たす書類)
- (8) 役員等名簿(指定様式又はその要件を満たす書類)
- (9) 納税証明書(直近1年間又は1事業年度分)
  - ①法人又は団体の法人税、消費税、地方消費税の未納の税額がないことの証明  
(国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3)
  - ②法人又は団体の法人事業税、法人都道府県民税に係る納税証明書
  - ③法人又は団体及びその代表者に係る吉賀町税等の滞納がないことの証明書

## 8. 現地説明会の実施

- (1) 参加申し込み期限及び方法: 令和5年10月13日(金)までに、農産物加工施設現地説明会参加希望と記載し、団体名、氏名、参加者数、連絡先を明記の上FAXにより申し込む  
FAX: 0856-77-1891
- (2) 現地説明会開催日時及び場所: 令和5年10月18日(水)  
開催時間、場所については申込者に別途連絡

## 9. 申請書の提出先

吉賀町役場総務課又は柿木地域振興室

## 10. 提出期限

令和5年11月16日(木)午後5時15分まで必着

### 11. 選定方法

- (1) 一次審査(書類審査)
- (2) 二次審査(面接審査)
- (3) 指定管理者の候補(順位)決定

### 12. 選定基準

- (1) 施設の利用者の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書等の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるもの又は費用対効果を総体的に高めるものであること。
- (3) 事業計画書等の内容に沿った管理を安定的に行う経営能力及び人的能力を有していること。

### 13. 問い合わせ先

吉賀町役場産業課

〒699-5301 吉賀町柿木 500 番地 1

TEL 0856-79-2213 FAX 0856-79-2344

### 14. 申請に関する留意事項

- (1) 指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 申請に必要な費用は、応募者の負担とします。
- (3) 本町が提示する資料は、応募に係る目的以外の使用を禁止します。
- (4) 事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、吉賀町は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類については、吉賀町情報公開条例(平成17年吉賀町条例第16号)の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがあります。なお、提出された書類のうち

ち指定管理予定候補者に選定された団体に係る年間の事業計画および収支予算書については、後日公表する場合がありますのであらかじめご承知おきください。また、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れない場合
- ②記載すべき事項が記載されていない場合
- ③虚偽の内容が記載されている場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤信義又は公序良俗に著しく反する行為があった場合

(7) 応募資格確認のため、申請団体に関する信用調査を行う場合があります。

## 15. その他

(1) 事業報告について

毎年度終了後 60 日以内（指定管理者の資格を取り消されたときはその取り消された日から起算して 60 日以内）に、その年度の管理の業務に関する事業報告を吉賀町の指定する様式又はその要件を満たす書類により行うこと。

(2) 事業の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき理由により、適正な施設の管理運営の継続が困難になった場合は、指定を取り消す。その場合、指定管理者は協定に定める違約金を吉賀町に支払うほか、吉賀町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。さらに、次期指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行出来るように、引き継ぎを行うものとする。

(3) 指定管理者に責任がない場合の町と指定管理者の基本的な責任分担の考え方

リスク分担表（別紙 2）を参考のこと。細目的事項は、別途協定による。

(4) 大規模な災害等への対応

事故、災害等の緊急事態が発生した場合には、利用者の安全確保、施設の利用制限など、速やかに必要な処置を講じること。また、大規模な災害等が発生した、又は、発生するおそれがある場合には、初動体制として場内の確認や避難施設への誘導を行うとともに、災害時の状況に応じて、自らの判断により、適切な災害対応に努めること。

(5) 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に記載していない事項が生じた場合は、吉賀町と指定管理者で協議のうえ決定するものとする。